

「遊び 学び 育つひろしまっ子！」 推進プラン(第2期)(素案)

～広島県の全ての乳幼児の健やかな成長のために～



令和 4 年 月
広島県
広島県教育委員会

目 次

〈 序 章 プラン策定にあたって 〉

- 1 プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 乳幼児期の育ちを取り巻く情勢の変化・・・・・・・・・・ 2
- 5 本県における乳幼児期の教育・保育の状況・・・・・・・・ 3

〈 第 1 章 基本的な考え方 〉

- 1 目指す姿（目的）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 「目指す乳幼児の姿」と「乳幼児期に育みたい『5つの力』」・・・・ 7

〈 第 2 章 具体的な施策展開 〉

- 1 施策策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - I 子供の育ちのつながり
 - 施策 1 教育・保育の内容や方法の充実・・・・・・・・・・ 15
 - 施策 2 教育・保育を担う人材の確保，資質及び専門性の向上・・・・ 20
 - 施策 3 小学校以降の教育との円滑な接続の推進・・・・ 23
 - II 家庭・地域のつながり
 - 施策 4 家庭教育支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - III 行政・関係機関のつながり
 - 施策 5 乳幼児期の教育・保育を推進するための体制の構築・・・・ 32
- 3 乳幼児期の教育・保育を担う各主体に期待される基本的な役割・・・・ 34

〈 参考資料 〉

- 参考① 指標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 参考② 「乳幼児教育支援センターアドバイザーボード」委員等名簿・・・・ 36
- 参考③ 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

< 序 章 プラン策定にあたって >

1 プラン策定の趣旨

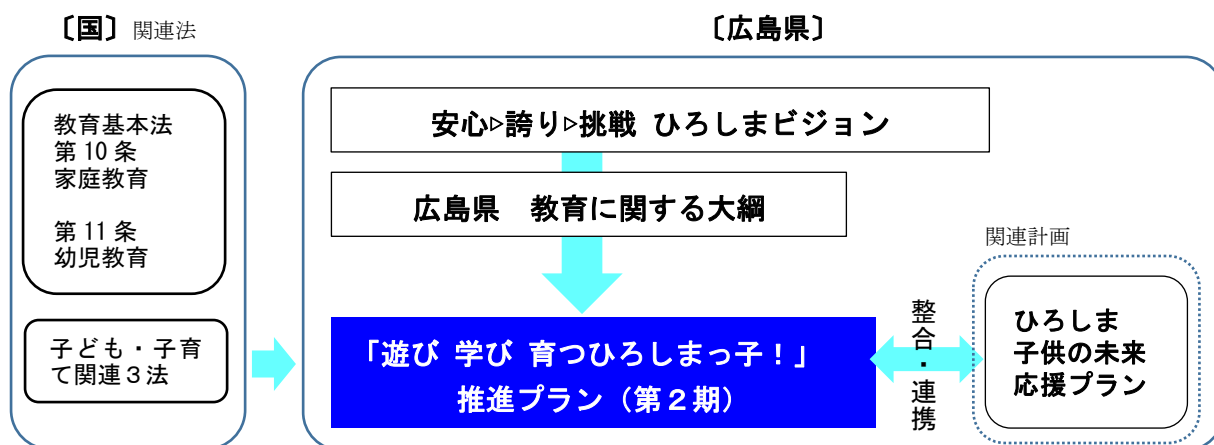
広島県教育委員会では、平成29年2月、子供が育つ環境に関わらず、県内全ての乳幼児に、家庭や幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育（以下「園・所（※1）」という。）等（※2）において、「遊びは学び」という理念の下、乳幼児期（※3）に育みたい力の育成に向けた教育・保育が行われ、小学校以降の教育の基礎が培われるよう、本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方と、それを実現するための施策の方向性と取組内容を示した「『遊び 学び 育つひろしまっ子！』推進プラン」（以下「第1期プラン」という。）を策定しました。

平成30年4月には、第1期プランに掲げる施策を総合的に推進する拠点として、教育委員会内に「乳幼児教育支援センター」（以下「センター」という。）を設置し、園・所等の設置者や施設類型に関わらず、県内全ての乳幼児の教育・保育に係る取組を進めてきました。

この度、第1期プラン策定から5年が経過したことから、これを基本的に継承しながらも、これまでの取組の成果や課題、乳幼児期の育ちを取り巻く情勢の変化などを踏まえ、令和4年度以降の施策の方向性を示す「『遊び 学び 育つひろしまっ子！』推進プラン（第2期）」（以下「第2期プラン」という。）を策定し、引き続き、乳幼児期の教育・保育の充実に向けた取組を推進していきます。

2 位置付け

県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン（令和2（2020）年10月策定）」や、教育施策全般の基本的方向性を整理した「広島県 教育に関する大綱（令和3（2021）年2月策定）」を上位計画として、「ひろしま子供の未来応援プラン（令和2（2020）年3月策定）」など他の関連する計画と整合性を図りながら、施策を推進していきます。



3 計画期間

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度（5年間）

4 乳幼児期の育ちを取り巻く情勢の変化

(全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、主体的・協働的な学びの実現)

先行き不透明で「予測困難な時代」を迎える中、生涯にわたる人格形成の基礎を培う「乳幼児期」から、全ての子どもたちが、豊かな自然環境や地域資源に実際に触れ、主体的・創造的な遊びや直接的な体験を通じて学び、未来に向けて力強く生き抜く力を育てていくことがますます重要視されています。

(子供や子育て家庭の多様性への対応)

家族形態・ライフスタイルの多様化、グローバル化、外国人材の受入拡大などにより、子供・子育て家庭の多様性が広がりつつあります。また、貧困、虐待、育児不安、障害、外国籍等の特別な支援や配慮が必要な子供・家庭への支援について、さらに充実させていく必要があります。また、学齢期以降においては、不登校やひきこもりなど困難を抱える子供・若者が増加する傾向があり、子供の多様性への対応がさらに求められるようになっていきます。

(国の制度改正)

平成29年3月、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「要領・指針」という。）の改訂（定）が行われ、園・所等における幼児教育・保育の視点の共通化が図られました。また、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化^(※4)等が行われ、公的投資が拡大されたことに伴い、より一層の質の高い教育・保育の提供が求められています。

(小学校教育との接続の強化)

要領・指針の改訂（定）及び小学校学習指導要領の改訂において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記され、園・所等の教員・保育士等^(※5)、保護者、さらには小学校の教職員に共有されることが求められています。また、同時に、小学校学習指導要領では、生活科を中心としたスタートカリキュラム^(※6)が明確に位置付けられるなど、幼児教育・保育と小学校教育との接続の強化が図られています。

(教育・保育の質の向上や質の評価の促進)

教育・保育の質の向上に向けて、各園・所等の独自性を確保しつつ、内容の改善・発展を図る質の評価の促進が求められています。持続的に改善を促すPDCAサイクル^(※7)を構築するための質の評価に関する手法開発・成果の普及といった取組の充実を図っていく必要があります。

(新型コロナウイルス感染症による影響)

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、家庭や園・所等においても、乳幼児期に非常に重要な身体接触を含む人との関わりが阻害され、養育環境に大きな変化がもたらされています。ウィズコロナ時代を見据え、感染対策と教育・保育の質の担保の両立が求められるほか、感染症が収束した後であっても、非常時における子どもたちの学びや育ちの機会が保障されるような主体的な取組が必要となっています。

5 本県における乳幼児期の教育・保育の状況

(1) 幼児の育ちの状況

第1期プランに掲げる乳幼児期に育みたい「5つの力」が育まれている年長児の割合に相当する、年長児までに育ててほしい姿15項目について「あてはまる」と回答した割合（園・所の年長児担任に対する抽出調査）の平均は、**平成27年度調査**（※8）では**72.0%**であったのに対し、**令和2年度調査**（※9）では**74.5%**に増加しています。（図1）

また、各項目の中で、「ア 遊びに集中し、より楽しくなるようなアイデアを出したり工夫したりする」、「オ 文字・数量・記号などに興味をもち、遊びや生活に生かしたり、使ったりしている」、「シ 自然などの身近な環境に関わり、気付いたり感じたりしたことを表現する」、「セ 自らやりたいことを見つけて、伸び伸びと遊ぶ」など、**子供の主体性を大切にした教育・保育の方向性に関わる項目の割合が増加しており、これまでの取組の成果が見えています。**

一方、「ソ いざごご場面などで双方の気持ちを代弁したり、解決への方法を提案したりしている」の割合は、増加しているものの、依然として約50%に留まっているなど、割合が低い項目もあります。

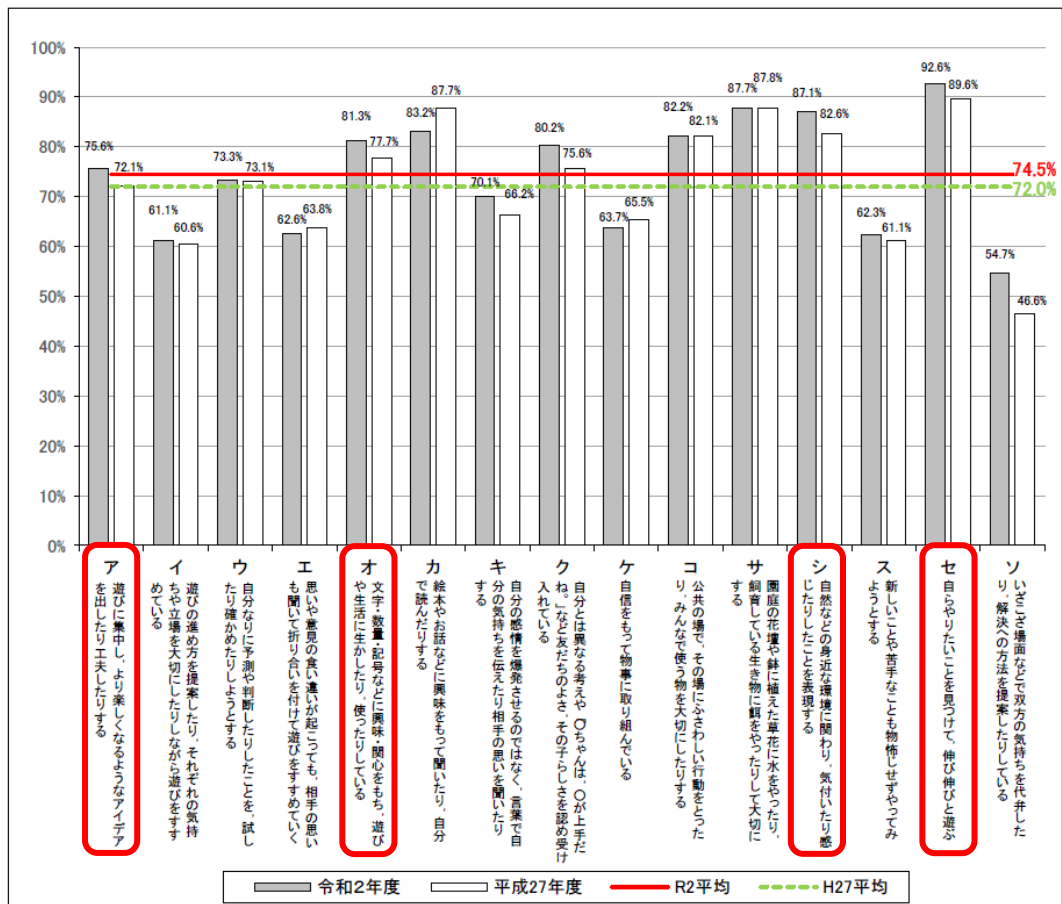


図1 幼児の育ちの状況（平成27年度調査と令和2年度調査の比較）

(2) 園・所の状況

令和元年度調査（※10）における園・所の施設長に対する悉皆調査の中で、園・所において、**「乳幼児が主体性を発揮し、自らの興味・関心に基づいて、じっくりと遊び込むための時間や遊びの環境が用意された指導計画」の作成・実施は8割以上にのぼっています。**

（図2）

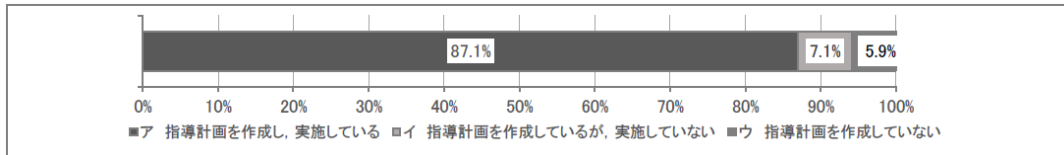


図2 園・所の主体性，遊び込む時間や環境を考慮した指導計画の作成，実施状況（令和元年度調査）

園・所で乳幼児に対して重視して取り組んでいることについては、「自分を発揮してのびのびと遊ぶこと」，「感じたことを自分なりに表現すること」など，**「遊びは学び」という教育・保育の考え方を重視した園・所での取組が，平成27年度調査に比べて，令和元年度調査で大きく伸びていました。**（図3）

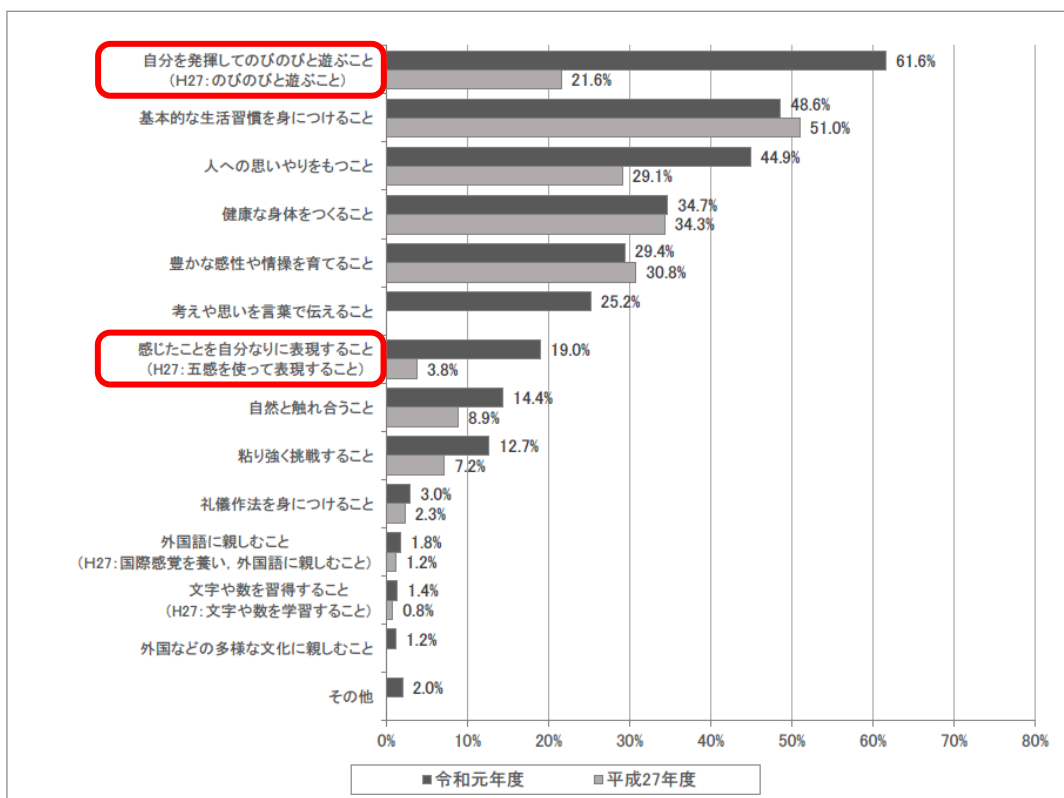


図3 園・所で乳幼児に対して，重視して取り組んでいること
（平成27年度調査と令和元年度調査の比較）

また、「自己評価」※を行っている園・所の実施状況について、「**実施している**」と回答した園・所は、平成27年度調査では78.4%だったのに対し、令和元年度調査では85.0%に増加しており、**自園での教育・保育の内容や運営に関する評価について多くの園・所が取り組むようになってきています。**（図4）

※自己評価…教育・保育の内容や運営について、職員全体で行う評価
（学校教育法施行規則39条・66条・68条、保育所保育指針等）

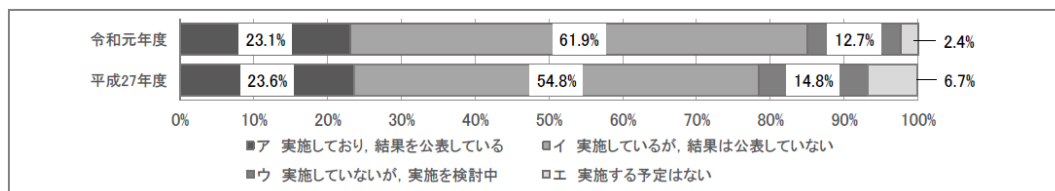


図4 園・所での自己評価の実施状況
（平成27年度調査と令和元年度調査の比較）

教員・保育士等の資質向上のための、教育・保育について振り返り学び合うような機会（研修や公開保育等）については、平成27年度調査では、「**行っている**」と回答した園・所は49.3%だったのに対し、令和元年度調査では76.1%に増加しており、**幼児教育アドバイザーの訪問・助言等により、園所内での研修の機会が充実してきた実態が把握できました。**（図5）

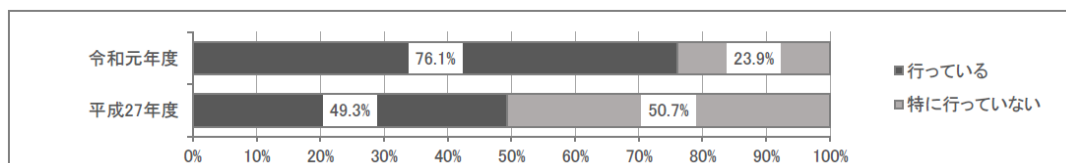


図5 園・所で教育・保育について振り返り学び合うような機会の有無
（平成27年度調査と令和元年度調査の比較）

一方、園・所での絵本などの読み聞かせの実施状況については、令和元年度調査の方が平成27年度調査よりも頻度がやや低くなっており、今後の支援の取組が必要です。（図6）

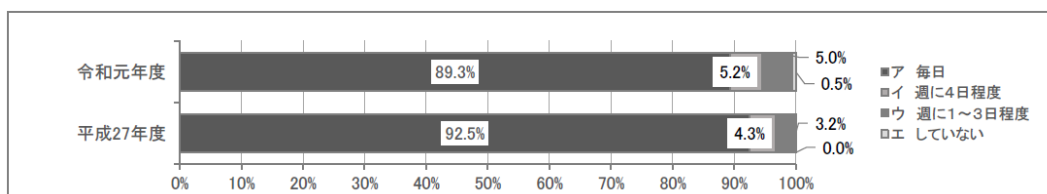


図6 園・所での絵本などの読み聞かせの実施状況
（平成27年度調査と令和元年度調査の比較）

(3) 保護者（家庭）の状況

令和元年度調査の年長児の保護者に対する抽出調査の中で、子育てや家庭教育で大切にしていること、心がけていることについて聞いたところ、「子供ののびのびと遊べるようにすること」、「子供の成長のペースを見守り、よいところをのばしていくこと」、「子供の話やつぶやきを共感的に聴くこと」といった項目で「あてはまる」という回答が多く、**多くの家庭で子供の主体性を大切にして子育てをしている様子が見て取れました。**（図7）

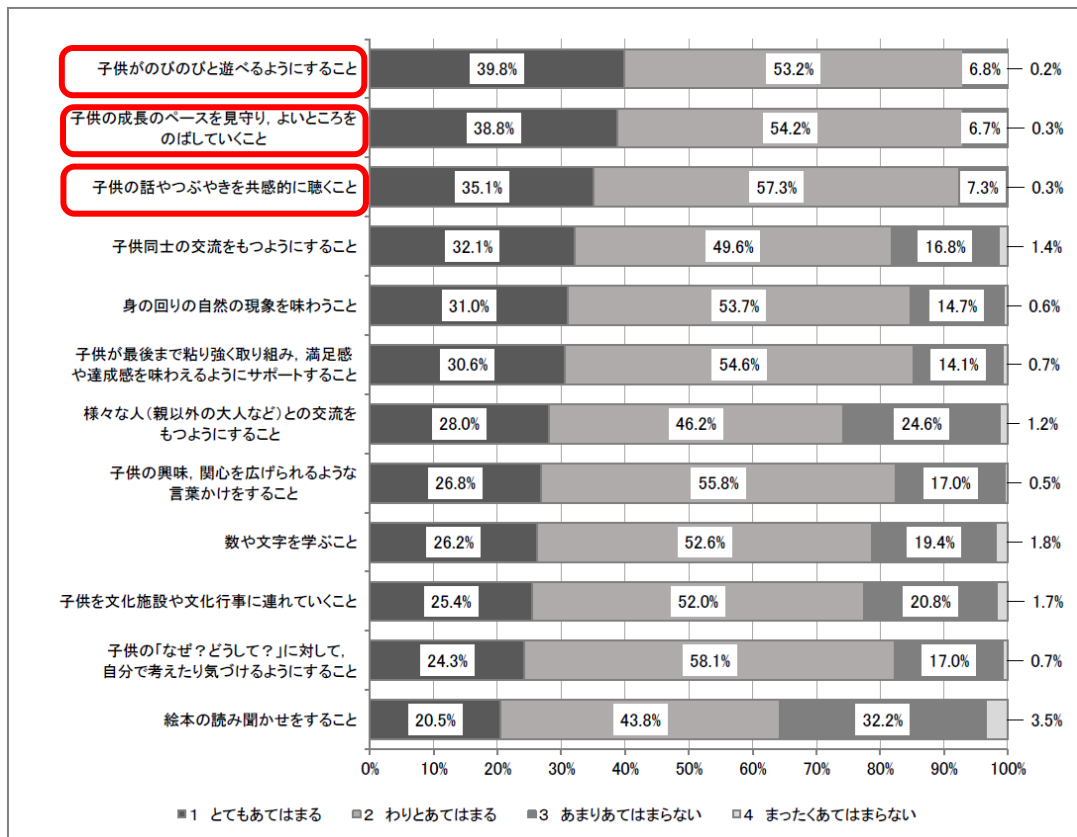


図7 保護者が子育てや家庭教育で大切にしていること、心がけていること（令和元年度調査）

また、令和2年度に実施した保護者アンケートでは、「**遊びの中に学びがある**」ことについて、**理解している保護者の割合は85.8%**でした。今後、「遊びは学び」という教育・保育の基本的な考え方に対する共感的理解を様々な方策を通じてさらに促進していく必要があります。（図8）

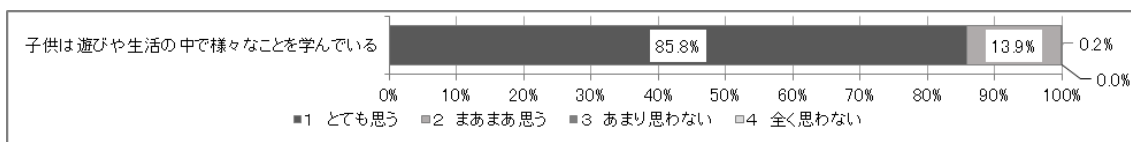


図8 「遊びの中に学びがある」ことについて理解している保護者（令和2年度保護者アンケート）

< 第1章 基本的な考え方 >

1 目指す姿（目的）

「遊び 学び 育つひろしまっ子！」の実現

子供が育つ環境にかかわらず、「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方が家庭や幼稚園・保育所・認定こども園等、さらには小学校以降で共通認識され、一人一人の子供が興味・関心に基づいてやりたいことを自由に選択できるような環境の中で、子供たちには、生涯にわたって主体的に学び続けるための基盤が培われています。

生涯にわたって人が主体的に学び続けるには、自ら課題を見付け、課題の解決に向けて探究する力を、乳幼児期から育成することが重要です。乳幼児期は、「探究の芽」を育む重要な時期です。「探究の芽」は、乳幼児の日々の生活の中で育まれます。乳幼児期の子供にとって、「遊び」は探究の宝庫で、「遊び」そのものが学びです。発見すること、体を動かすこと、創造すること、出来なかったことや失敗を乗り越えること、人と関わることなどを繰り返し経験することで「探究の芽」が生まれ、これが生涯にわたって主体的に学び続けることにつながります。

この乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方が、園・所等にとどまらず、全ての教育の出発点である家庭においても共通認識されるとともに、さらには、小学校以降の教員等にも共通認識されることで、小学校以降の「学びの変革^(※1)」へとつなげていきます。

成果目標	現状値 (R2)	目標 (R8)
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合	74.5%	80.0%

2 「目指す乳幼児の姿」と「乳幼児期に育みたい『5つの力』」

第1期プランの「目指す乳幼児の姿」及び「乳幼児期に育みたい『5つの力』」を第2期プランにおいても継承します。

(1) 目指す乳幼児の姿

遊び 学び 育つひろしまっ子！

「遊び 学び 育つひろしまっ子！」とは、『豊かに感じ気付く子』、『思いっきり体を動かして遊ぶ子』、『遊びを創り出す子』、『夢中でとことん遊ぶ子』、『心を通わせて遊ぶ子』であり、『遊び』を通して、子供それぞれの心と体の発達が促され、『探究の芽』が育っている広島の子供」です。

「遊び」は、子供が「遊び」そのものを楽しんでいることが大切です。「遊び」は、子供にとって愉快で楽しいものでなくてはなりません。子供にとっては、「遊び」自体が目的で、自らが何らかの成果を意図しているわけではありません。「遊び」ながら文字や数を覚えるということも、文字や数を覚えることを目的とするのであれば、それは「遊び」

とはなりません。

例えば、子供は、同じ形や違う形の積み木を積み上げて遊んだり、ままごとの器を並べたり、木の実や収穫した野菜を分けたり、食事やおやつの際にその量を確かめたりすることなどの「遊び」の中で、物の形や大きさ、量などの違いに気付いていきます。また、普段使っている「はさみ」という言葉が、整理棚などに書いてある「は」、「さ」、「み」という文字で表されていることに気付き、自分が普段話している言葉が文字と対応していることに気付いて、文字に興味・関心を持つようになります。

また、「遊び」は、強制されるものではなく、子供が遊びたいから遊ぶという能動的なものです。大人から「これを使って遊びなさい」と指示されて遊ぶのではなく、子供が自らやりたいことを自由に選択できるような環境の中で、自分の興味・関心に基づいて「遊び」を選択し、熱中するものです。ごっこ遊びに代表されるように、子供自身が自発的に想像を膨らませることのできるものです。

例えば、木の葉を木の葉として見るだけではなく、器として、お金として、切符として見たりするなど、身の回りの物や遊具などを実物に見立て、「～のつもり」になって「～のふり」を楽しみ、大人と一緒に簡単なごっこ遊びを楽しみます。

さらに、1本の棒を持っただけで何かになりきるなど、様々な用具を手にして夢中で遊んだり、大人の行動や日常の経験を取り入れて再現したり、イメージを広げたりしながら、ごっこ遊びを楽しみます。絵本に登場する人物や動物と自分を同化して考えたり、想像を膨らませ、現実に体験したことと絵本など想像の世界で見聞きしたことを重ね合わせたりするなど、様々なイメージを広げ、友達とイメージを共有しながら、想像の世界の中で、ごっこ遊びに没頭することを楽しみます。

やがて、ごっこ遊びを発展させた集団遊びが活発に展開され、「遊び」の中で役割が生まれます。さらに、その役割を担うことで、協働しながら「遊び」を持続し、発展させていきます。「遊び」の流れの中で様々な役割を考え出し、話し合いながら、「遊び」はより複雑なものとなっていきます。こうした「遊び」を、試行錯誤しながらも満足いくまで楽しもうとするようになります。

このように、子供同士で遊ぶことにより、協調性、社会性、思考力、表現力、想像力、創造力、自制心や忍耐力などが育ちます。自分では考えつかなかった視点やアイデアに気付くことができたり、人のやっていることを模倣することによって、今まではできなかったことが自分の力でできるようになったりするなど、少しレベルの高いことに挑戦して成長していきます。

子供の周りの大人は、子供一人一人の今ある姿をしっかりと見つめ、「今、できている」ことだけではなく、「今日、人の手を借りてできることは、明日は一人でできるようになる」といった発達の伸びしろを見通し、さらに、子供の自発的な「遊び」の展開の中で、その子の発達の伸びしろに応じて、「明日はできるようになること」への手がかりやきっかけなどを、子供が育つ環境の中につくっていくことが大切です。

(2) 乳幼児期に育みたい「5つの力」

「遊び 学び 育つひろしまっ子！」の実現に向けて、「5つの力」(「感じる・気付く力」, 「うごく力」, 「考える力」, 「やりぬく力」, 「人とかかわる力」) を乳幼児期の子供たちに育みます。

この「5つの力」は、本県の幼児の育ちの状況等を踏まえ、「乳幼児期において身に付けておくべき力は何か」という観点を様々な有識者や園・所の関係者と共有しながら、本県の児童生徒に育成すべき資質・能力につながる力として、平成29年2月に策定したプランにおいて整理したものです。

人が人との関わりの中で生きていくには、友達とのやりとりを重ねる中で、嬉しい、悔しい、悲しい、楽しいなどの多様な感情を経験することを通して、友達の喜びや悲しみなど人の気持ちを「感じたり」、人の気持ちに「気付いたり」する力、すなわち、共感性が育まれることが大切です。さらに、この共感性をベースに自分の思いを言葉で伝えたり、相手の思いを聞いたりする「人とかかわる力」などが育まれることが重要です。

また、生涯にわたって主体的に学び続けていくには、乳幼児期から、様々な事象に対して「なに?」、「なぜ?」と問い、自ら興味があるものを探究する姿勢を育むことも必要です。そのためには、うまくいかないからといってすぐにあきらめず、粘り強く解決する方法を考えていくためのベースとなる「考える力」や「やりぬく力」も重要です。

子供自身が、身体を動かして遊ぶことが楽しいと実感し、自ら身体を動かして遊びたいという欲求を持ち、主体的に身体を動かして遊ぶ「うごく力」も必要です。

身体を動かす遊びによって他者と関わりを持ったり、最後まで頑張ったりすることなどを通して、充実感や有能感、葛藤などを味わうことは、子供の精神面の発達にも重要な意味を持ちます。子供は様々な環境の中で活動を展開することを通して、様々な場面に対応できるしなやかな心の働きや身体の動きを体得していきます。生涯を通じて健康で安全な生活を営む基盤は、乳幼児期に愛情に支えられた安全な環境の下で、心を働かせ身体を動かして生活することによって培われていきます。

○感じる・気付く力

身の周りの自然、人、出来事などに心が動き、興味を持って関わる中で、その面白さ、不思議さ、美しさ、心地よさ、辛さ、悲しさ、優しさなどを感じ取る力

○うごく力

自分のやりたいことへ向かって、心や身体を積極的に働かせて取り組み、自分の身体をコントロールして遊んだり、状況に応じて適切な行動をとったりする力

○考える力

やりたいことを実現するために、必要な物や情報などを集めたり、実現するための方法を考えたりする力

○やりぬく力

困難や失敗があってもあきらめず、自分の気持ちを立て直し、「やればできる」という気持ちを持って、粘り強く取り組み、やり遂げる力

○人とかかわる力

表情や言葉などを通して、互いの思いや考えを伝え合ったり、折り合いを付けたりしながら、多様性を受け入れ、様々な人とのよい関係を築く力

乳幼児期において育みたいこの「5つの力」は、子供が「遊び」の中で、感性を働かせ、よさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、工夫したりすることなどを通じて総合的に育つものであり、個別に取り出して身に付けさせるものではありません。また、一人一人の子供にはそれぞれの発達の特徴があるように、「5つの力」のバランスも子供によってそれぞれ違いがあります。

子供の持っている力をさらに伸ばし引き出していくためには、子供の周りにいる大人が、その子の個性を大切にし、発達に合わせて「5つの力」を育てていくことが重要です。

また、乳幼児期に、「5つの力」を育むことは、小学校以降の教育の基盤となり、小学校以降の「学びの変革」で育成する「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力」へとつながっていきます。

このため、園・所等や家庭といった子供が育つ環境にかかわらず、本県の全ての乳幼児に、その発達の特徴に応じて、この「5つの力」を育てていくことが望まれます。

(3) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

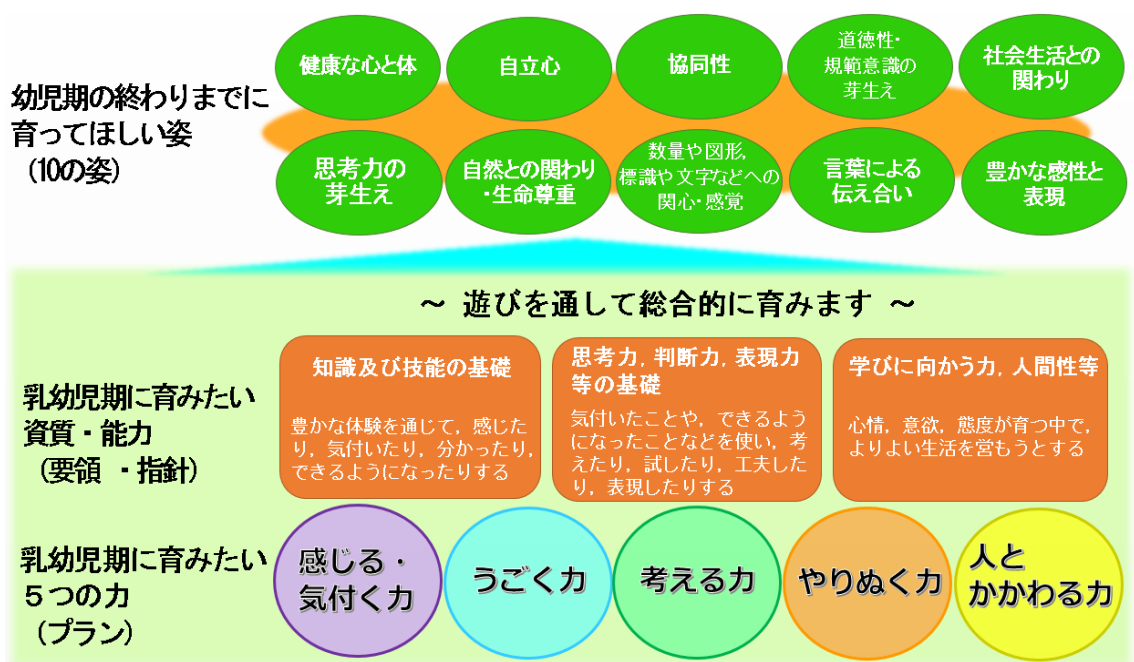
平成29年に改訂(定)された要領・指針では、共通して、「乳幼児期に育みたい資質・能力」(「知識及び技能の基礎」,「思考力,判断力,表現力等の基礎」,「学びに向かう力,人間性等」)を、遊びを通して総合的な指導を行う中で、一体的に育むことの重要性が示されるとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(以下「10の姿」という。)が明確化されました。

「乳幼児期に育みたい資質・能力」は、子供の自発的な活動である遊びや生活の中で、感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることなどを通じて、総合的に育むことが重要です。

また、「10の姿」は、乳児期の「3つの視点」(健やかに伸び伸びと育つ,身近な人と気持ちを通じ合う,身近なものに関わり感性が育つ)や幼児期の「5領域」(健康,人間関係,環境,言葉,表現)に示すねらい・内容に基づいて、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、「乳幼児期に育みたい資質・能力」が育まれている子供の具体的な姿の総称であり、特に5歳児後半に見られるようになるものです。いずれの項目も育てるべき能力や到達点といった達成を求められる課題ではなく、あくまで育ってほしい方向性を表したものであり、個別に取り出されて指導されるものではありません。一人一人の発達の特性に応じて育っていくものであり、全ての子供に同じように見られるものではないことにも留意する必要があります。

また、この「10の姿」は、小学校学習指導要領にも明記されており、園・所等の教員・保育士等、保護者、さらには小学校の教職員に共有されるとともに、それぞれに異なる子供の育ちを「10の姿」から見取り、小学校以降の学びに生かしていくことが必要です。

要領・指針における「乳幼児期に育みたい資質・能力」と、本プランにおける「5つの力」の方向性は同じであり、「5つの力」の育成に取り組む中で、自ずと「乳幼児期に育みたい資質・能力」も育まれ、「10の姿」につながる子供の育ちが見られるようになると考えられます。



< 第2章 具体的な施策展開 >

1 施策策定の考え方

(1) 施策の基本方針

乳幼児の生活は、家庭、地域、園・所等の中で連続的に営まれており、本県の全ての子供が健やかに成長していくためには、教育を行う主体である三者が深く結び付き、お互いに連携・協力していくことが不可欠です。また、これらのつながりを強めるために、家庭、地域、園・所等、小学校、行政などの様々な主体がつながり、「オール広島県」で取り組んでいくことも重要です。

「目指す乳幼児の姿」を実現するためには、家庭、地域、園・所等、この三つの主体における教育・保育や、園・所等の教育・保育と小学校の教育がつながり、ひいては、子供の育ちがつながること、また、そうしたつながりを支える行政・関係機関がつながることが必要であることから、本プランにおいても、施策の基本方針は「つながる乳幼児期の教育・保育の推進」を継承します。

(2) 施策の構成

施策の基本方針と本県の乳幼児期の教育・保育の現状・課題を踏まえ、施策の柱を「Ⅰ 子供の育ちのつながり」、「Ⅱ 家庭・地域のつながり」、「Ⅲ 行政・関係機関のつながり」とし、「施策1 教育・保育の内容や方法の充実」、「施策2 教育・保育を担う人材の確保、資質及び専門性の向上」、「施策3 小学校以降の教育との円滑な接続の推進」、「施策4 家庭教育支援の充実」、「施策5 乳幼児期の教育・保育を推進するための体制の構築」の5つの施策において様々な支援に取り組むことで、本県の乳幼児期の教育・保育の充実を図ることとします。

(3) 施策のマネジメント

本プランの施策については、第1期プランで進めてきた施策の成果と課題や、乳幼児期の育ちを取り巻く情勢の変化、さらには、外部有識者で構成されるアドバイザーボード等での議論を踏まえた、施策体系や取組としています。また、目指す乳幼児の姿である「遊び 学び 育つひろしまっ子！」の実現に向けて、計画期間が終了する5年後の目指す姿を施策ごとに設定することに加え、施策の柱ごとに10年先を見据えた姿を明らかにしました。

「目指す姿」の達成状況等については、成果目標、KPI^(※12)及び参考指標を設定し、PDCAサイクルによるマネジメントを一層強化していきます。施策の達成状況など本プランの進捗については、アドバイザーボード等において、点検・評価を受け、必要な改善を図ります。

2 施策体系

【つながる乳幼児期の教育・保育の推進】

I 子供の育ちのつながり

施策1 教育・保育の内容や方法の充実

- ①教育・保育の質的向上を図る調査研究・情報発信
- ②豊かな教育環境の整備
- ③特別な支援や配慮が必要な子供・家庭への支援
- ④教育・保育の質の評価の促進

施策2 教育・保育を担う人材の確保, 資質及び専門性の向上

- ①研修の実施等による資質・能力の向上
- ②教員・保育士等の人材の確保

施策3 小学校以降の教育との円滑な接続の推進

- ①学びの連続性を確保する教育課程の充実
- ②幼保小連携・接続の推進に係る仕組みづくり

目指す乳幼児の姿

遊び 学び 育つひろしまっ子！

II 家庭・地域のつながり

施策4 家庭教育支援の充実

- ①「遊びは学び」をはじめとした親に伝えたい内容の共感的理解の促進
- ②親の育ちを応援する学びの機会の充実
- ③地域における家庭教育支援のための人材育成・体制整備

III 行政・関係機関のつながり

施策5 乳幼児期の教育・保育を推進するための体制の構築

- ①「乳幼児教育支援センター」を拠点とした質の高い教育・保育の推進

I 子供の育ちのつながり

【10年後の目指す姿】

本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方が共通認識され、一人一人の子供が興味・関心に基づいてやりたいことを自由に選択できるような環境の中で、安心して主体性を発揮しながら「遊び」を展開していくことができる質の高い教育・保育が、県内の園・所等において実践されることにより、『『遊び 学び 育つひろしまっ子！』推進プラン』に掲げる5つの力（「感じる・気付く力」「うごく力」「考える力」「やりぬく力」「人とかかわる力」）が子供たちに生まれ、小学校以降の教育の基礎が培われています。

施策1 教育・保育の内容や方法の充実

【5年後の目指す姿】

「乳幼児期に育みたい力」の育成に係る実践的な調査研究や、教育・保育の質・評価に関する手法開発、実践・検証が進んでいます。また、読書環境の充実やデジタル技術の活用等による豊かな教育・保育の環境整備、保育ソーシャルワーカー（※13）や特別支援学校のセンター的機能（※14）の活用等を通じた、特別な支援や配慮が必要な子供・家庭への支援の充実が進んでいます。

K P I	現状値 (R2)	目標 (R8)
自己評価を実施している園・所の割合	88.2%	100.0%

参考指標	現状値 (R2)	目標 (R8)
絵本などの読み聞かせを毎日実施している園・所の割合	90.0%	100%
特別な配慮を必要とする子供がいる園・所のうち、外部の支援者・サービスを利用している園・所の割合	29.2% (R1)	調整中

(1) 教育・保育の質的向上を図る調査研究・情報発信

【現状・課題・取組の方向】

- ◆ 「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方への理解が、県内の園・所等で広がってきており、子供主体の教育・保育の実践を通じた「乳幼児期に育みたい力」の育成を目指して、様々な試行錯誤の中で、主体的な取組が行われるようになっていきます。
- ◆ 教育・保育の質的向上に向けて、「乳幼児期の育ちに関する調査」による実態把握や、事例検討、カリキュラム開発等の実践研究を実施し、その成果を実践事例集やガイドブック、調査研究報告書等にまとめて、広く情報発信を行ってきました。
- ◆ 「乳幼児期に育みたい力」の育成に関する調査研究や、教育・保育の質・評価に関する手法開発、実践・検証を引き続き進め、関係者の理解を促進していく必要があります。

【具体的な取組】

○ 「乳幼児期に育みたい力」の育成に係る実践的な調査研究

「乳幼児期に育みたい力」を分かりやすく示した「発達のだん筋」や、特徴的な遊び等についての実践的な調査研究を引き続き実施し、「乳幼児期に育みたい力」の育成に向けた教育・保育の内容づくりを進めます。また、乳幼児理解、子供の育ちの見取り、保育の振り返り等を深め、日々の保育をよりよくしていくために、客観的に教育・保育を見つめ直すことにつながる視点の整理や手法開発に取り組むほか、乳幼児の育ちに関する全県的な調査を引き続き実施し、その成果を波及します。

○ 「目指す乳幼児の姿」の実現に向けたモデルカリキュラムや教育・保育の手法開発、実践・検証

これまで行ってきた事例検討やカリキュラム開発等の実践研究のプロセスを踏まえ、その成果を検証する等して、カリキュラム・マネジメント^(※15)への理解促進を進めるとともに、モデルカリキュラムや教育・保育の手法開発、実践・検証を引き続き進め、園・所等の参考となる資料の作成や好事例の提供等を通じて、教育・保育の内容や方法の改善・充実を図ります。



○ 本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方への理解推進

園・所等を始め、教育・保育を担う多様な主体が、本県の「遊びは学び」という乳幼児期の基本的な考え方を共通認識し、一人一人の子供が興味・関心に基づいてやりたいことを自由に選択できるような環境の中で、安心して主体性を発揮しながら「遊び」を展開していくことができる質の高い教育・保育が実践されるよう、研修や様々な実践研究等の成果とプロセスの発信を通じて関係者の理解を推進します。

(2) 豊かな教育環境の整備

【現状・課題・取組の方向】

- ◆ 平成 29 年度に「ひろしま自然保育認証制度^(※16)」を創設し、自然保育^(※17)の意義や自然保育認証団体の活動内容など、自然保育に対する理解が広がりつつありますが、さらに、認知の向上が求められています。
- ◆ 全国的な実態調査において、義務教育段階の教育施設(小学校・中学校等)と比べて、園・所等における絵本の蔵書数や子供 1 人当たりの年間予算が少ないなど、園・所等の読書環境が充実していないことが明らかとなっており、園・所等における本に親しませる取組の推進が必要です。
- ◆ 園・所等では、登降園管理や会計事務、カリキュラムや指導計画等の書類作成及び保護者への連絡といった多様な事務があり、それによって、教育・保育の質の向上が阻害されないよう、業務改善を図るための環境整備が必要です。

【具体的な取組】

○ 主体的・創造的な遊びを通した自然体験活動の推進

子供の好奇心や主体性などの非認知能力^(※18)を育む幼児教育として、自然保育の評価が高まっています。自然保育が保育サービスの選択肢の一つとなり、子供たちがより安心して自然保育を体験できるようになることを目的で創設された「ひろしま自然保育認証制度」を引き続き展開していきます。また、自然保育に対する認知度を高めるとともに、研修等により安全に配慮された自然体験活動を推進します。



○ 園・所等における本に親しませる取組の推進

園・所等において、読み聞かせや絵本などを手に取りやすい環境づくりといった取組が充実するよう、絵本の読み聞かせの意義や選び方等を学ぶ研修や幼児教育アドバイザー訪問、ニュースレター、メールマガジン等の様々な機会を捉えて、読み聞かせの具体的な実施方法に係る助言や取組事例の紹介、おすすめ絵本リストの提供などの働きかけを行います。

また、蔵書が充実していない園・所等を中心に、公共図書館の司書がその専門性を生かして選定した、乳幼児向けの質の高い新しい絵本のセットの貸出しが行われる仕組みを構築するなど、園・所等の読書環境の整備の推進に向けた支援を行います。



○ デジタル技術の活用

国の事業等を活用し、園・所等の教員・保育士等の業務負担軽減のため、指導要録等の書類作成業務や子供の登降園管理、保護者との連絡、預かり保育、幼児教育・保育の無償化に係る事務等の業務のICT^(※19)化を促進するとともに、オンラインによる職員研修や保育参観、体験・交流活動の実施、保育動画の配信等、ICTの活用による教育・保育の質の向上を図るための支援を行います。また、デジタル技術を活用した業務改善や教育・保育の実践について、国や先進地域の調査研究・事例等を収集し、園・所等に情報提供します。

なお、乳幼児期の教育・保育においては、特に、「直接的・具体的な体験」が重要であることを踏まえ、タブレット等のデジタル技術の活用については、子供の発達段階を十分に考慮する必要があります。

(3) 特別な支援や配慮が必要な子供・家庭への支援

【現状・課題・取組の方向】

- ◆ 家庭の養育状況や発達上の課題等，乳幼児やその家庭の抱える様々な困りごとを支援する園・所等の相談に応じ，様々な関係機関・専門機関とつなぐ「保育ソーシャルワーカー」の派遣を全国に先駆けて平成 30 年度から開始しました。
- ◆ 特別支援学校のセンター的機能の活用として，幼児教育アドバイザー^(※20)の訪問時に，特別支援学校教育相談主任^(※21)が同行し専門的助言を行っています。
- ◆ 特別な支援や配慮が必要な乳幼児がいる園・所の割合は 89.0%ですが，そのうち，外部の支援者・サービスを利用している園・所は 29.2%であり，特別な支援や配慮が必要な子供や家庭への支援に向けた関係機関との十分な連携がとられていない状況があります（令和元年度調査）。
- ◆ 様々な要因で，特別な支援や配慮が必要な子供・家庭を，個々の状況に応じて，教育・保健・福祉・医療等，様々な機関が連携しながら支援する必要があります。

【具体的な取組】

○ 保育ソーシャルワーカーの育成・配置

家庭の養育状況や発達上の課題等のある乳幼児の家庭等に対して効果的な支援を行うため，引き続き，保育ソーシャルワーカーを配置し，園・所等へ派遣します。また，保育ソーシャルワーカーが，個々の状況に応じて，適切な支援ができる機関とつないでいくことで，園・所等と外部の専門機関等との関係づくりや連携がさらに促進されるよう，本事業の意義や内容に対する理解・周知を図るとともに，より多くの園・所等のニーズに対応するため，保育ソーシャルワーカーの育成・確保にも取り組みます。

○ 特別支援学校のセンター的機能の活用促進

障害等により特別な支援や配慮を必要とする乳幼児への支援について悩みを持つ園・所等に対し，幼児教育アドバイザーの訪問時に，特別支援学校教育相談主任が同行し，指導・助言を行ったり，個別の教育支援計画^(※22)や個別の指導計画^(※23)等の作成・活用にかかる支援を引き続き行います。また，園・所等に対し，機会を捉えて周知を進めることにより，「特別支援学校のセンター的機能」の活用を促進します。

○ パARENT・トレーニング研修の実施

増加傾向にある特別な配慮を必要とする子供たちに対する支援を充実させるため，特に「発達障害^(※24)」に関する支援を強化することとし，教員・保育士等を対象とする研修において，発達障害のある（または疑いのある）子供を持つ保護者が子供の特性や具体的な対応方法を身に付けることで，子供の適応行動を増やし，子育ての負担の軽減が可能になることを目指し開発された「PARENT・トレーニング^(※25)」の基本的な知識・スキルを身に付けるための研修を実施します。また，この研修を通じて，園・所等の教員・保育士等が子供に対しよりよい支援を行えるようにするとともに，保護者への助言にも役立てることで，子供自身の安心や自己肯定感の醸成につなげます。

○ 外国につながる子供・家庭への支援

外国籍や海外からの帰国などで日本語習得に困難のある乳幼児やその家庭に対する支援が求められています。園・所等での対応についての基本的な考え方や配慮事項について理解を深めるため、国や専門機関の情報や、先進的な地域や園・所等の実践事例を収集し、発信するほか、研修の実施や、幼児教育アドバイザーや保育ソーシャルワーカー等による、園・所等や個々の実情に応じた支援を通じて、外国につながる子供・家庭への支援を進めていきます。

(4) 教育・保育の質の評価の促進

【現状・課題・取組の方向】

- ◆ 乳幼児期の教育・保育の質の向上に向け、教育・保育内容の改善・発展を図る質の評価の促進が求められています。
- ◆ 各種研修や幼児教育アドバイザー訪問事業など、機会を捉えて園・所等における自己評価等の実施を促進しており、自園の教育・保育の取組の自己評価を実施する園・所等の割合は増加しています（平成27年度調査：78.4%→令和2年度調査：88.2%）が、全ての園・所等において自己評価が実施されるよう引き続き取り組んでいく必要があります。
- ◆ さらに、子供の育ちや学びの見取り等、教育・保育の質の評価をより客観的なものにして、評価の質を向上させていく必要があります。

【具体的な取組】

○ 教育・保育の質の評価に関する手法開発・成果の普及

各園・所等の独自性を確保しつつ、遊びや生活の中で子供を理解し、子供の育ちや学びを教育・保育の改善・充実に生かすためのPDCAサイクルの構築に向けて、教育・保育の質に関する評価指標及びその指標に対応した実践事例等を検討・開発するなど、教育・保育の質の評価に関する手法開発、実践・検証を進め、その成果の普及に取り組みます。また、その成果が、自己評価や園・所内研修等において活用され、保育の見直しが行われるよう展開していくことで、質の高い教育・保育の実践につなげていきます。

さらに、こうした取組を通じて、全ての園・所等が、自園の日常的な教育・保育内容や環境などの評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民等から広く意見を聞いて、提供する教育・保育の良さや特色、課題を再認識することで、自園の取組に対する不断の見直しが行われていることを目指します。

施策2 教育・保育を担う人材の確保、資質及び専門性の向上

【5年後の目指す姿】

園・所等を対象とした計画的・組織的・実践的な各種研修等の様々な取組により、教育・保育を担う人材の確保や資質・専門性の向上が図られています。また、専門的な知識・技術を有する幼児教育アドバイザーによる訪問指導やファシリテーター^(※26)の育成等を通じて、多くの園・所等において園・所内研修の活性化が進んでいます。

K P I	現状値 (R2)	目標 (R8)
自己評価を実施している園・所の割合【再掲】	88.2%	100.0%

参考指標	現状値 (R2)	目標 (R8)
園・所内研修を実施している園・所の割合	87.5%	90.5%
教員・保育士等を園外研修に参加させている園・所の割合	計測中	調整中
幼児教育アドバイザー訪問事業活用又は研修参加した園・所の割合	62.8%	100.0%
就業保育士数	14,180人 (R1)	14,158人

(1) 研修の実施等による資質・能力の向上

【現状・課題・取組の方向】

- ◆ 県内の関係団体や養成機関^(※27)等と連携しながら、園・所等の設置者や施設類型に関わらず、県内の全ての園・所等を対象に、保育の質の評価やカリキュラム作成等、教育・保育の質の向上に係る様々なテーマの研修を実施してきました。
- ◆ 研修モニター制度^(※28)により現場の声を反映させながら、オンライン研修を導入したり、コロナ禍における子供の育ちや関わり方等の喫緊の課題をテーマとした研修に取り組んだりするなど、研修の内容や方法の改善を継続的に図っています。
- ◆ 教員・保育士等の豊富な実務経験を持つ専門職員が、園・所等を訪問し、指導・助言を行う「幼児教育アドバイザー訪問事業」を平成27年度から実施し、各園・所等や地域の課題やニーズに応じた指導・助言を行っています。
- ◆ こうした取組を通じて、「乳幼児期に育みたい力」の育成につながる主体性・遊び込む時間や環境を考慮した指導計画を作成・実施している園・所等の割合は8割以上にのぼっています（令和2年度調査等）。
- ◆ 研修やアドバイザー訪問等、乳幼児教育支援センターの取組に対する園・所等の理解をさらに深め、実践につなげることが求められています。

【具体的な取組】

○ 全ての園・所等を対象にした計画的・組織的・実践的な研修の実施

園・所等の設置者や施設類型の枠組みを越えた研修体制の構築や、教員・保育士等のニーズに応じた各種研修等を実施し、教員・保育士等の資質・能力の向上を図ります。

また、園・所等や関係団体が参加する研修企画会議や研修モニター制度等により現場の声を反映させながら、研修の内容や方法の改善を継続的に図り、計画的・組織的・実践的な研修を実施していきます。



○ 幼児教育アドバイザーによる訪問指導の実施

乳幼児期の教育・保育について専門的な知識・技術を有する幼児教育アドバイザーが、県内の全ての園・所等を対象に訪問し、各園・所等や地域の課題やニーズに応じた指導・助言を行うなど、園・所等を支援し、乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方の理解やよりよい実践の促進を図ります。

また、幼児教育アドバイザー訪問事業の目的や内容、事業成果等を掲載した、活用ガイドを作成・配付するなどして、未訪問の園・所等への事業の周知を促進します。



○ 園・所内研修を実施するファシリテーターの育成と園・所内研修実施の支援

園・所等における主体的な園・所内研修の実施や充実を図るため、ファシリテーションやリーダーの意味・役割等、様々な視点からの学びを深め、チームとしての保育者集団を支えるファシリテーターの育成を図る研修会を実施します。

また、育成したファシリテーターが、その役割を踏まえ、園・所等において、日常的に教育・保育を振り返る機会を設けるなど、自立的・継続的に園・所内研修を実施できるよう支援します。

○ 行政機関・関係団体との連携による研修の実施・支援

市町や関係団体等と連携・協力して研修を実施するほか、幼児教育アドバイザーが講師として参加するなどの支援を行い、乳幼児教育支援センターの取組や、教育・保育の基本的な考え方の理解促進を図ります。

○ 養成機関等と連携した人材育成

養成機関の授業や関係団体の研修等で本プランにおける「目指す乳幼児の姿」に係る説明を行うなど、養成機関等と県が連携し、県内の園・所等から求められる人材育成を行います。

(2) 教員・保育士等の人材の確保

【現状・課題・取組の方向】

- ◆ 県全体の保育士数は増加していますが、働く女性の増加により保育ニーズは高まっており、更なる保育士の確保が必要です。
- ◆ 将来的には、年少人口の減少による入所児童数の減が見込まれることから、将来を見越した計画的な保育士確保が求められています。
- ◆ 保育士の給与は処遇改善の取組により改善されていますが、依然として全産業平均よりも低いことや、労働環境の改善といった働き方改革の取組が進んでいない施設があることが、保育士不足の要因となっています。
- ◆ また、幼稚園教諭についても、教育・保育の質の充実と安定的な提供のために、人材の量的及び質的な確保に努める必要があります。

【具体的な取組】

○ 離職防止のための処遇改善の推進

保育士キャリアアップ研修の受講者に対する処遇改善や、保育施設の情報サイトである「ハタラクほいくひろしま」による保育施設の労働環境の見える化などにより、保育士の処遇改善に取り組み、離職防止に努めます。

○ 「就職説明会」や「人材バンク」等を通じた人材のあっせん、就業支援

保育士確保のための「就職説明会」を県、市町、保育関係団体と合同で開催するとともに、広島県保育士人材バンク^(※29)による保育士等の就業あっせんや復職に向けた実地研修の実施など、保育士等の就業に向けた取組を支援します。

○ 広島県私立幼稚園連盟等との連携

広島県私立幼稚園連盟が実施する人材確保の取組である「就職説明会」や「無料職業紹介事業」について、連携を図り支援を行うことにより、幼稚園教諭等の就業・離職防止を図ります。また、幼稚園教諭等の養成機関や各幼稚園等と連携し、幼稚園教諭等の人材確保に向けた取組が強化されるよう支援します。

施策3 小学校以降の教育との円滑な接続の推進

【5年後の目指す姿】

小学校においても、本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方が共通認識されており、全校で、園・所等との協力のもと、幼保小合同研修や公開保育^(※30)・公開授業などの幼保小連携に関する様々な取組や、接続を見通して編成・実施された教育課程の不断の見直しが行われるなど、子供の育ちと学びを円滑につなぐための教育活動が実践されています。また、こうした取組を通じて、小学校へ入学した子供が、安心感を持って新しい学校生活に円滑に移行しています。

K P I	現状値 (R2)	目標 (R8)
幼保小連携・接続の段階が「ステップ4(※)」まで発展した市町数	0市町	23市町

参考指標	現状値 (R2)	目標 (R8)
長期派遣研修による小学校教諭の園・所等への派遣延人数	8名	14名

※連携・接続が発展する過程のおおまかな目安

ステップ	状 況
0	連携の予定・計画がまだない。
1	連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
2	年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
3	授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
4	接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえさらによりよいものとなるよう検討が行われている。

連携：園・所等と小学校の教員同士の交流、子供同士の交流など、子供や教員等の交流活動 →人と人との交流
 接続：「小学校の教育課程」と「園・所等の教育・保育課程」をつなぐこと →カリキュラムの接続
 (参考：「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」

文部科学省 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議)

(1) 学びの連続性を確保する教育課程の充実

【現状・課題・取組の方向】

- ◆ 学校と園・所等との連携や交流が盛んに行われ、県内の全ての公立小学校及び9割を超える園・所等において、幼保小接続カリキュラム^(※31)が作成されています。
- ◆ これまでの実施状況等を踏まえさらによりよいものへと改善し、全ての子供が安心感を持って学校生活に移行できるよう、一人一人の子供の育ちと学びをつないでいくために、研修や連携担当教員の育成を始め、指導要録^(※32)や個別の教育支援計画等を活用した連携・接続の取組を充実させていく必要があります。

【具体的な取組】

○ 幼保小接続カリキュラムの改善・充実のための研修の実施

小学校へ入学した全ての子供が、園・所等での遊びや生活を通じた育ちと学びを基礎としながら、安心感を持って新しい学校生活に円滑に移行し、自己を発揮し成長してい

くために、子供の育ちと学びの連続性を確保することが大切です。

そこで、園・所等と小学校が協働しながら、幼保小接続カリキュラムの編成・実施・改善を進められるよう、園・所等の教員・保育士等と小学校教員を対象とした幼保小合同研修を行います。

また、小学校の教員等が園・所等へ訪問し、乳幼児が遊んでいる様子を参観したり、実際に保育体験したりする機会を設けるなどして、子供の育ちや「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方を学校全体で共有し、自校のスタートカリキュラムに取り入れるとともに、日々の授業改善にも生かすなど小学校以降の「学びの変革」につなげる取組を進めていきます。

○ 幼保小連携担当教員の育成

小学校が地域の園・所等と連携し、教育・保育内容や指導方法について相互理解を図り、幼保小接続カリキュラムを編成・実施・改善するためには、園・所等との連携や校内の連携・調整を行うなどの幼保小連携・接続に係る中心的役割を担う幼保小連携担当教員の役割は重要です。

そこで、幼保小連携担当教員を対象に、保育参観やスタートカリキュラムの編成・実施・改善に向けた演習等を取り入れた実践的な研修を行います。また、本県の幼児教育の推進や幼保小連携・接続の中核を担うことのできる人材の育成・確保に向け、小学校の教諭を園・所等に派遣し、幼児教育の実践を体験させる幼児教育長期派遣研修を今後とも継続して行います。

○ 指導要録、個別の教育支援計画等を活用した連携・接続の充実

全ての子供が、安心感を持って新しい学校生活に円滑に移行していくためには、子供の「見取り」や「支援の在り方」等について、園・所等と小学校で共有し、それらを小学校以降につなげる取組を充実させる必要があります。

そこで、管理職や小学校教員等を対象に、乳幼児期の教育・保育の考え方（遊びは学び）に加え、指導要録や個別の教育支援計画等を活用した連携・接続についての理解を促す研修を行います。

(2) 幼保小連携・接続の推進に係る仕組みづくり

【現状・課題・取組の方向】

- ◆ モデル事業等を通じて、「幼保小連携協議会^(※33)」を設置する市町は増加し、幼保小連携・接続に向けた市町や学校・園・所等の体制は全県的に整いつつあり、小学校へ入学した子供が、乳幼児期の育ちと学びを基礎としながら、安心感を持って新しい学校生活に円滑に移行できる仕組みづくりが進んでいます。
- ◆ 全ての子供が安心感を持って学校生活に移行し、個別最適な学び^(※34)が実現されるよう、組織的・計画的な幼保小連携・接続の推進に係る体制整備を進めるとともに、特別な支援や配慮を必要とする子供の育ちや学びをつなぐ取組を推進していく必要があります。

【具体的な取組】

○ 地域の実情に応じた組織的・計画的な幼保小連携・接続の推進に係る体制整備

市町単位で幼保小連携・接続に取り組むことができるよう、市町及び市町教育委員会が連携した幼保小連携協議会の設置や、定期的な協議会・幼保小合同研修会の開催、教育・保育内容の相互参観及び相互理解に関する取組等の実施を支援するなどして、地域の実情に応じた組織的・計画的な幼保小連携・接続の推進に係る体制整備を行います。

また、園・所等から小学校へ送られる指導要録を活用した連携・接続を強化するための実践や、小学校の教員等による校区内の園・所等での保育参観・保育体験を促す等、一人一人の子供の育ちや学びをつなげる連携・接続のための取組の拡充を図ります。

○ 特別な支援や配慮を必要とする子供の育ちや学びをつなぐ取組の推進

特別な支援や配慮を必要とする子供の育ちと学びをつなぐためには、個別の教育支援計画等を活用し、子供一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的に行うことが必要です。

そこで、園・所等の教員・保育士等と小学校教員を対象とした、特別な支援や配慮を必要とする子供の幼保小連携・接続についての理解を促す幼保小合同研修を行います。



II 家庭・地域のつながり

【10年後の目指す姿】

家庭教育・子育て支援に関する総合的なネットワークが整備され、多くの保護者が本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方について共感的に理解し、保護者の子育てに対する自信や安心感が醸成されています。

施策4 家庭教育支援の充実

【5年後の目指す姿】

園・所等やネウボラ拠点等^(※35)の地域の拠点において、子育てに役立つ情報や、学習機会の提供等が行われています。また、地域のボランティア^(※36)人材の育成・ネットワーク化や、「家庭教育支援チーム^(※37)」等による保護者に寄り添う支援の充実等を通じて、地域における家庭教育支援のための体制整備が進んでいます。こうした取組を通じて、本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方に対する保護者の理解が進み、子育てに対する不安が軽減されています。

K P I	現状値 (R2)	目標 (R8)
「遊びの中に学びがある」ことについて、理解している保護者の割合	85.8%	92.0%

参考指標	現状値 (R2)	目標 (R8)
「親の力」をまなびあう学習プログラムの受講者の満足度	76.7%	90.0%
「あそびのひろば」実施市町数	6市町	23市町
家庭教育支援チーム設置市町数	7市町	18市町

(1) 「遊びは学び」をはじめとした親に伝えたい内容の共感的理解の促進

【現状・課題・取組の方向】

- ◆ 乳幼児の保護者を対象として、スキンシップ^(※38)や絵本の読み聞かせなどの家庭教育に役立つ取組について、エビデンスを踏まえた情報を提供するなど、保護者が自信を持って子育てに取り組むための支援を行ってきました。
- ◆ 親しみやすいマンガやイラストを用いて様々な啓発資料を作成し、園・所等を通じて広く提供したことなどにより、保護者の「遊びの中に学びがある」ことへの共感的理解^(※39)が進んできています。
- ◆ 保護者に伝えたい内容を明確化・具体化し、「乳幼児期に育みたい力」や「遊びは学び」という本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方を、全ての家庭や地域と共有するための取組をさらに進めていく必要があります。

【具体的な取組】

○ 乳幼児期の親に伝えたい内容の発信

「遊びは学び」など、子供の育ちに関する基本的な考え方や、子供との関わり方で大切にしたい視点などの乳幼児の保護者に伝えたい内容について、家庭でよくある具体的な場面における実践例に落とし込み、科学的根拠や効果を分かりやすく示して発信することにより、保護者の共感的理解や実践を促します。

《乳幼児期の親に伝えたいこと（一例）》

<p>子供が幸せになる</p> <p>競争に勝つことが子供を幸せにすることはありません。子供たちが現在や将来に夢や希望を持ち、その実現に必要な力を身に付け、いつでもチャレンジすることができるよう、生きていく力を育むことが求められています。</p>	<p>学びの芽生え^(※40)</p> <p>子供は、遊びや生活の中で、好奇心や探究心を培い、「学びの芽生え」を育んでいます。知識やスキルなど見える力を伸ばすことだけを重視しすぎないことが大切です。</p>	<p>子供と楽しむ</p> <p>子供は育ちゆく独立した一人の人間です。子供を一人一人の人格を持つ存在として尊重し、子供と触れ合ったり、一緒に遊んだり、考えたりするなど、楽しい経験を子供と一緒に共有することが大切です。</p>	<p>成長のペースを見守る</p> <p>子供にすぐに答えを教えたり、挑戦したりする機会を奪ってはいませんか。自分でやりたいという子供の気持ちを受け入れ、子供の成長のペースに合わせて、子供のできないところを援助する姿勢が大切です。</p>
<p>子供たちの未来を切り拓く力</p> <p>学力テストなどでは数値化できない「非認知能力」とも呼ばれる「社会情動的スキル^(※41)」が、「未来を切り拓く力」として注目されています。意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、自制心、コミュニケーション能力など数値化しにくい力と、認知能力の両方の力を、相互に関連しあって高めていくことが大切です。</p>			<p>絵本でコミュニケーション</p> <p>絵本を通して触れ合う時間は、親子にとって楽しいひとときとなり、子供の家族への信頼が深まります。子供が絵本の楽しさと出会えるきっかけづくりをすることが大切です。</p>
<p>愛着^(※42)の形成</p> <p>子供は、保護者など特定の大人との継続的な関わりにおいて、愛され、大切にされることで、情緒的な絆が深まり、情緒が安定し、人への信頼感が育まれます。特にスキンシップは大きな役割を果たします。</p>			<p>周りに相談する力</p> <p>子供は社会の宝であり、社会全体で子供と子育てを応援していく必要があります。保護者が個々の家庭で悩みを抱えこまず、地域や行政など外部へ相談することも大切です。</p>
<p>ありのままの姿を認める</p> <p>子供には一人一人異なる資質や特性があり、その成長には個人差があります。子供の多様な感情や行動を受け止め、温かく見守り、ありのままの姿を認めるなど、その子の一番よいところを伸ばしていく子育てをすることが大切です。</p>	<p>デジタル時代の子育て</p> <p>スマホ等のデジタル機器は、いまや生活に欠かすことはできません。ただし、その長時間の使用は子供の心身の発達へ影響を及ぼすことが懸念されています。乳幼児期の子供には「直接的で具体的な体験を伴う遊び」が大切です。スマホ等との上手な付き合い方を考えましょう。</p>	<p>基本的な生活習慣を育む</p> <p>家庭は、子供が心身を健康に保つための生活の基盤となる基本的な生活習慣を定着させる大切な場です。子供は、身近な大人の支えによって、自ら基本的な生活習慣を身に付けることで、自己発揮と自己抑制^(※43)がともに機能し、自律性が育まれていきます。</p>	<p>子供とともに成長</p> <p>子育てに、「これが正しい」という唯一絶対の正解はありません。完璧にはいかない「子育てという営み」の中で、子供とともに保護者自身も成長していきます。</p>

○ コンテンツの開発・提供

「遊びは学び」などの保護者に伝えたい内容を、家庭での子供との生活でよくある場面での実践例に落とし込み、保護者に分かりやすく伝えるコンテンツを開発し、園・所等やネウボラ拠点等、親子が多く集まるイベント等の場やSNS(※44)の活用等により、全ての保護者に効果的に繰り返し情報提供を行います。



(2) 親の育ちを応援する学びの機会の充実

【現状・課題・取組の方向】

- ◆ 子育てについて身近な話題をテーマに当事者同士で話し合う、『親の力』をまなびあう学習プログラム(通称：親プロ)(※45)を開発し、これまでに延べ6万人以上が講座に参加し、参加者の8割以上が「子育ての不安が軽くなった」と回答しています。
- ◆ コロナ禍等で親子で外出しにくい実情を踏まえ、オンラインと対面を併用した、ハイブリッド型(※46)の講座を開催するなど、新たな取組が進んでいます。
- ◆ 海外の先進事例(「The Ultimate Block Party(※47)」)を参考に企画した、親子で「遊びの中に学びがある」ことを体験する親子参加型イベント「あそびのひろば」を市町と連携してモデル的に6市町で実施しました。
- ◆ 「親プロ」ファシリテーターが高等学校等を訪問するなど、総合的な学習の時間等の授業で「親になる準備期の教育」に取り組む学校もあります。
- ◆ 時間的・精神的なゆとりや家庭生活に余裕がなく、子育てに関心を持ってない親がいる一方で、教育に関心が高く、子育てに力を注ぎ込むあまり、子供の主体性への配慮に欠ける接し方をしてしまう親がいるなど、家庭教育への親の関わりが二極化している現状があります。
- ◆ 家庭をとりまく環境の多様化などにより、依然として、多くの保護者が子育てについて悩みや不安を感じていることから、不安や悩みを解消し、安心して適切な子育てができるよう、多様な場・機会を活用するなどして、親の育ちを応援する学びの機会をさらに充実させていく必要があります。

【具体的な取組】

○ 多様な場・機会を活用した学びの提供

子育てに関心がある親、そうでない親にかかわらず、全ての保護者に必要な学びを届けられるよう、子育てへの関心度や生活スタイルに対応した効果的なアプローチとして、園・所等や集団健診等の機会を捉えた子育て家庭との定期的な面談等を実施する「ひろしま版ネウボラ(※48)」の仕組みの活用を始め、オンラインを活用したイベント開



催のほか、子育てアプリやSNS、ショッピングセンターのフードコートなどの子育て家庭が訪れやすい場の活用など、それぞれの家庭の状況に合わせた、多様な場や機会を活用した適切な情報や学習機会の提供を行います。

○ 親の育ちを応援する学習プログラム（※49）の充実

『親の力』をまなびあう学習プログラム（通称：親プロ）」について、引き続き、各市町において主体的に講座が開催されるよう働きかけるとともに、自宅や身近な場でオンライン等により、短時間に気軽に体験・学習できるようなプログラムを開発・提供するほか、ネウボラ拠点等（母子手帳交付時や乳幼児健診（※50）時等）や園・所等，産婦人科・小児科，企業，民間の子育てイベント等の場を活用するなどして，子供との関わり方等について保護者同士で学ぶ機会が充実するよう支援します。また，多様化する家庭の様々な課題に対応し，適切に支援できるよう，講座の進行役を務める「親プロ」ファシリテーターの養成や資質向上を図ります。



○ 親子参加型行事（あそびのひろば）の開催

家庭や公園など身近な場所で気軽に取り組むことができる遊びを親子で一緒に体験し，遊びの中に学びがあることを保護者が体験的に理解する「あそびのひろば」が県内各地で開催されるよう，「あそびのひろば」のコンセプトや開催のためのノウハウ等を各市町へ広めていきます。開催マニュアル等の情報提供や，遊びのコンテンツの収集・改善・発信を行うほか，新たに，地域人材等を対象に，「あそびのひろば」ファシリテーター養成のための研修を実施し，子供の体験活動や家庭教育支援を行う地域ボランティア等が各市町で「あそびのひろば」を主体的に実施できるよう支援します。



○ 家庭での読書活動への支援

公共図書館や読書ボランティア等が福祉部局と連携して、乳幼児健診やネウボラ拠点等、多くの親子が集まる機会に、本に親しむきっかけづくりに取り組むことを支援します。

また、「ブックスタート^(※51)」等の乳幼児と保護者に対して本に触れるきっかけづくりとなる活動や、地域や公共図書館で行われているおはなし会等のイベント情報をホームページ等で提供します。さらに、読み聞かせの大切さを啓発する資料等を活用し、保護者が読み聞かせの大切さや楽しさについて学べる機会の充実を図ります。

○ 親になる準備期の学習機会の充実

これから親になるための準備段階である妊娠期において、両親学級やネウボラの定期面談^(※52)等の機会を活用し、子育てに必要な知識や情報、親としての自己理解を深めるための取組を進めます。また、中学校・高等学校の段階から、子育ての意義、親や家族の役割、子供との関わり方等を学ぶことができるよう、助産師・保育士等の外部講師の派遣や紹介を行うほか、家庭科の授業等において、生徒と乳幼児との触れ合い体験を実施している事例や、乳幼児との触れ合い体験学習を受け入れる園・所等の情報を学校へ提供するなど学習を推進するよう支援します。



(3) 地域における家庭教育支援のための人材育成・体制整備

【現状・課題・取組の方向】

- ◆ 地域とのつながりの希薄化や核家族化が進む中、保護者が安心して子育てできるよう、各市町において、子育てや家庭教育に携わるボランティアが、読み聞かせや学習機会の提供など、家庭教育を支援する活動に主体的に取り組んでいます。
- ◆ 地域ボランティア等で構成される「家庭教育支援チーム」の組織化支援を行い、各地域を基盤に様々な活動が展開されるようになってはいますが、チームの設置は、令和2年度末時点で7市町に留まっています。
- ◆ 教育と福祉等の所管や組織の枠組みを越えて、地域をベースに全ての家庭に切れ目なく支援ができるよう、「家庭教育支援チーム」等の地域人材がネウボラ拠点等や地域の子育て関連施設^(※53)を基盤に活動するなど、「ひろしま版ネウボラ」の仕組みを活用した家庭教育支援の充実を進めていく必要があります。

【具体的な取組】

○ 地域のボランティア人材の育成

「親プロ」や「あそびのひろば」のファシリテーターなど、子育て・家庭教育支援に携わる地域のボランティア等を対象とした研修会を開催し、身近な地域で家庭教育支援の活動が広く展開されるよう、人材の育成や更なる力量形成、ネットワーク化への支援に継続的に取り組みます。

○ 「家庭教育支援チーム」等を通じた保護者に寄り添う支援の充実

地域の子育て・家庭教育支援ボランティア等が身近な地域住民として保護者の相談に乗ったり、親子の学びや地域との交流の機会を提供したりする活動を行う「家庭教育支援チーム」の組織化支援を引き続き行います。市町に対して、家庭教育支援チーム設置のためのノウハウ、チームの活動事例等の情報提供や設置に向けた支援を行い、各地域を基盤に、保護者に寄り添う様々な取組が展開されていくことを目指します。



○ 「ひろしま版ネウボラ」等^(※54)の仕組みを生かした家庭教育支援の充実

ネウボラ相談員等が、家庭教育支援の視点を持って保護者に必要な働きかけを行えるよう知識・スキルの向上を図ります。また、地域の子育て・家庭教育支援ボランティア、行政担当者、ネウボラ拠点等及び園・所等の職員等の子育て家庭を取り巻く様々な支援者が一堂に会する研修を定期的で開催し、資質向上と併せて、関係者のネットワーク化への支援を行います。

さらに、家庭教育に係る助言や支援が必要な子育て家庭を把握した場合には、地域の関係機関等との連携により子育て家庭を見守る「ひろしま版ネウボラ」の仕組みを活用することで、地域の様々な関係者が、保護者に必要な働きかけを行えるよう、地域をベースに全ての子育て家庭に切れ目なく支援を届けられる体制整備を進めます。



Ⅲ 行政・関係機関のつながり

【10年後の目指す姿】

乳幼児教育支援センターの専門的な機能が確立し、園・所等やネウボラ拠点等、子供たちを取り巻く様々な関係機関とのネットワークが構築されるなど、本県の乳幼児期の教育・保育を支援する拠点として、調査・研究、情報収集・発信、研修、相談・支援、遊び等の充実を図る取組などの機能が果たせる体制が整っています。

施策5 乳幼児期の教育・保育を推進するための体制の構築

【5年後の目指す姿】

乳幼児教育支援センターにおいて、専門職員の育成・確保の仕組みが進み、必要な職員が配置されるとともに、園・所等、関係団体、ネウボラ拠点等、子供たちを取り巻く様々な関係機関との連携や、調査・研究、情報収集・発信、研修、相談・支援、遊び等の充実を図る取組などの機能が果たせる体制づくりが進んでいます。

(1) 「乳幼児教育支援センター」を拠点とした質の高い教育・保育の推進

【現状・課題・取組の方向】

- ◆ 平成30年4月、第1期プランに掲げる施策を総合的に推進する拠点として、乳幼児教育支援センターを設置しました。
- ◆ 乳幼児教育支援センターには、専門性を持つ職員（実務経験の豊富な幼稚園教諭・保育士等、指導主事、社会教育主事、心理職）を配置し、乳幼児期の教育・保育の質の向上に向けた取組を多様な主体と連携・協力しながら推進しています。
- ◆ 外部有識者で構成する「アドバイザーボード」を設置し、最新の知見を得るとともに、県内の関係団体の代表者等で構成する『遊び 学び 育つひろしまっ子！』推進検討会議を開催し、「目指す乳幼児の姿」を全県で実現するための仕組みづくりについて協議しています。
- ◆ 乳幼児教育支援センターを拠点として、家庭や園・所等、小学校、行政、地域など多様な主体がそれぞれの役割を果たすなど、乳幼児期の教育・保育について、「オール広島県」で取り組む体制は構築されつつあり、教育・保育の質の向上や乳幼児の育ちの充実が図られています。
- ◆ 今後も、教育・保育の質の向上のための研究促進やこれに伴う成果発信を進めるとともに、専門性の高い人材を育成・確保し、乳幼児教育支援センターの専門的機能充実の加速化を図っていく必要があります。

【具体的な取組】

○ 専門職員の育成・確保の仕組みの確立

教育・保育の質の向上のための研究促進やこれに伴う成果発信を進めるため、引き続き、乳幼児教育支援センターに専門性を持つ人材等を配置するとともに、指導主事や幼児教育アドバイザーなどの人材を育成・確保する仕組みを確立します。

○ 乳幼児期の子供・家庭を取り巻く様々な関係機関とのネットワーク構築

園・所等，ネウボラ拠点等など，乳幼児期の子供・家庭を取り巻く様々な関係機関とのネットワークの構築を図り，教育と福祉等の枠組みを越えて，乳幼児期の子供・家庭を切れ目なく支える体制づくりを推進します。また，乳幼児教育支援センターを拠点として，家庭や園・所等，小学校，行政，地域など多様な主体がそれぞれの役割を果たすなど，乳幼児期の教育・保育について，「オール広島県」で取り組む体制の構築に引き続き取り組みます。

○ 調査・研究，情報収集・発信，相談・支援，遊び等の充実を図る取組等の機能の推進

乳幼児教育支援センターに，外部有識者で構成する「アドバイザリーボード」を設置して最新の知見を得ながら，①調査・研究，②情報発信，③研修，④相談・支援，⑤遊び等の充実を図る取組等の機能が果たせるよう体制づくりを進め，多様な主体（教育委員会・福祉部局等の関係課，市町，園・所等，小学校，養成機関，関係団体，家庭，地域社会等）との連携・協力を図りながら，施策を総合的に進めていきます。

○ 総合的に施策を推進するための拠点としての機能を担う支援体制の構築

乳幼児教育支援センターが，乳幼児期の教育・保育に関する施策の立案や実施を総合的に行い，多様なニーズにワンストップで対応できるよう，本県の乳幼児期の教育・保育を支援する拠点としての機能を果たす体制の構築や整備を進めます。

3 乳幼児期の教育・保育を担う各主体に期待される基本的な役割

家庭，地域，園・所等，小学校，行政などの様々な主体がつながり，「オール広島県」で乳幼児期の教育・保育を充実させていくために，各主体に期待される基本的な役割は次のとおりです。

<p>広島県 乳幼児教育支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児教育支援センターを拠点に，乳幼児期の教育・保育を担う各主体（市町・市町教育委員会，園・所等，小学校，大学・養成機関，関係団体，家庭，地域社会等）との連携・協力を図りながら，施策を実施する。 ○ 乳幼児期の教育・保育の実施主体とそれらを取り巻く関係機関とのネットワークを構築する。 ○ 県全体の実態把握や県内外の乳幼児期の教育・保育に係る実践などの調査・研究とそれを生かした効果的な事業を展開する。
<p>市町・市町教育委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方に対する共通認識のもと，教育委員会と保育主管課や関係機関等が連携しながら，市町内の乳幼児期の教育・保育の質の向上の計画的な推進を図る。 ○ 幼保小連携協議会の設置や合同研修等，市町内の幼保小連携・接続の推進を図る。 ○ 園・所等やネウボラ拠点等，保護者にとって身近な場において，子供との関わり方について学ぶ機会を提供するなど，地域の家庭教育支援体制の仕組みづくりに必要な施策を講じていく。
<p>園・所等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方に対する共通認識のもと，子供の姿や地域の実情を踏まえた教育課程等の全体的な計画を編成・実施するとともに，その実施状況を評価し，改善を図っていく。 ○ 子供が主体性を発揮し，自らの興味・関心に基づいて，じっくりと遊び込むための時間や環境が用意された計画を作成し，実情に応じた柔軟な教育・保育を実践していく。 ○ 子育てや家庭教育への支援，小学校との連携・接続に取り組む。 ○ 教員・保育士等の資質・能力の向上に向けて，園外研修に積極的に参加させるとともに，幼児教育アドバイザー等の外部専門家の指導・助言を受けるなどして，自立的・継続的に園・所内研修等を実施する。
<p>小学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方を共感的に理解し，小学校での教育活動に生かすとともに，学校全体で積極的に園・所等との連携・接続に取り組む。
<p>大学・養成機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方に対する共通認識のもと，質の高い教育・保育を実践することのできる人材を育成する。 ○ 日常的に各実施主体と連携・協力し，教育・保育に関する専門的な研究を進める。
<p>関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方に対する共通認識のもと，「目指す乳幼児の姿」の実現に向けて，乳幼児教育支援センター等と連携・協力しながら，取組を進める。
<p>家庭・保護者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方について共感的に理解し，実践する。 ○ 子育てについての第一義的な責任を担い，愛情ある関わりなどを通して乳幼児の成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する。
<p>地域社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方について共感的に理解し，子育て家庭を温かく見守ったり，日常的に交流したりするなど，保護者が自信と安心感を持って子育てができるよう支援する。

参考① 指標一覧

柱	施策	指標区分	指標項目	単位	現状値 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
		成果	「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力※が育まれている年長児の割合	%	74.5 (R2)	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	
I 子供の育ちのつながり	1 教育・保育の充実 法の充実 の内容や方法	KPI	自己評価を実施している園・所の割合	%	88.2 (R2)	86.0	90.0	94.0	100.0	100.0	100.0	
		参考	絵本などの読み聞かせを毎日実施している園・所の割合	%	90.0 (R2)	92.0	94.0	98.0	100.0	100.0	100.0	
		参考	特別な配慮を必要とする子供がいる園・所のうち、外部の支援者・サービスを利用している園・所の割合	%	29.2 (R1)	33.3	35.0	(R3.12の「利用していない理由」の調査結果を踏まえ設定)				
	2 教育・保育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上	KPI	自己評価を実施している園・所等の割合【再掲】	%	88.2 (R2)	86.0	90.0	94.0	100.0	100.0	100.0	
		参考	園・所内研修を実施している園・所の割合	%	87.5 (R2)	88.0	88.5	89.0	89.5	90.0	90.5	
		参考	所属する教員・保育士等を園外研修に参加させている園・所の割合	%	R3.12 調査予定	調査結果を踏まえ設定						
		参考	幼児教育アドバイザー訪問事業活用又は研修参加した園・所の割合	%	62.8 (R2)	75.0	80.0	85.0	100.0	100.0	100.0	
		参考	就業保育士数	人	14,180 (R1)	14,835	14,804	14,650	14,481	14,324	14,158	
3 接続の円滑な推進	KPI	幼保小連携・接続の段階が「ステップ4」まで発展した市町数	市町数	0 (R2)	7	11	15	19	23	23		
	参考	長期派遣研修による小学校教諭の園・所等への派遣延人数	人	8 (R2)	9	10	11	12	13	14		
II 家庭・地域のつながり	4 家庭教育支援の充実	KPI	「遊びの中に学びがある」ことについて理解している保護者の割合	%	85.8 (R2)	87.0	88.0	89.0	90.0	91.0	92.0	
		参考	「親の力」をまなびあう学習プログラムの受講者の満足度	%	76.7 (R2)	78.0	80.0	83.0	86.0	90.0	90.0	
		参考	「あそびのひろば」実施市町数	市町数	6 (R2)	6	8	13	18	23	23	
		参考	家庭教育支援チーム設置市町数	市町数	7 (R2)	8	10	12	14	16	18	
III 行政・関係機関のつながり	5 乳幼児期の教育・保育を推進するための体制の構築	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

参考② 「乳幼児教育支援センターアドバイザーボード」委員等名簿

広島県乳幼児教育支援センター
アドバイザーボード委員

氏名	所属・職名等
あき 秋 た 田 き よ 喜 代 美	学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授
あさ 朝 く 倉 あ つ し 淳	安田女子大学教育学部教授
いま 今 い 井 む つ み	慶應義塾大学環境情報学部教授
うち 内 だ 田 の ぶ 伸 こ 子	IPU・環太平洋大学次世代教育学部教授 お茶の水女子大学名誉教授
たか 高 つき 月 の り 教 え 恵	新見公立大学健康科学部特任教授 福山市立大学名誉教授
なな 七 き 木 だ 田 あ つ し 敦	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
はし 橋 もと 本 の ぶ 信 こ 子	安田女子短期大学保育科教授
ひ 日 だ か 高 り よ う 陵 こ 好	県立広島大学保健福祉学部教授
む 無 とう 藤 た か し 隆	白梅学園大学名誉教授

「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進検討会議委員

氏名	所属・職名等
から 柄 さ き 崎 よ し 佳 ゆ き 之	一般社団法人広島県保育連盟連合会代表理事会長
しん 新 た に 谷 こ う 耕 へ い 平	特定非営利活動法人全国認定こども園協会広島・岡山支部理事
すみ 住 だ 田 な お 直 ゆ き 之	公益財団法人広島県私立幼稚園連盟理事長
やま 山 だ 田 こ う 耕 た ろ う 太 郎	広島県国公立幼稚園・こども園連盟会長

参考③ 用語解説

該当ページ	用語	解説
※1 P1	園・所	幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)・保育所(保育所型認定こども園含む)・幼保連携型認定こども園・地域型保育(小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育)。 ただし, 平成 27 年度調査 ^(※8) , 令和元年度調査 ^(※10) , 令和2年度調査 ^(※9) の対象に「地域型保育」は含まれない。
※2 P1	園・所等	園・所に認可外保育施設などを含めたもの。
※3 P1	乳幼児期	乳児期と幼児期を合わせた時期(乳児…満1歳未満の者, 幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者)。
※4 P2	幼児教育・保育の無償化	令和元(2019)年度から開始された, 園・所等を利用する3歳から5歳児クラスの全ての子どもたち, 及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無償となる制度。
※5 P2	教員・保育士等	幼稚園長・保育所長・認定こども園長・幼稚園教諭・保育士・保育教諭・教頭・主幹教諭等。
※6 P2	スタートカリキュラム	小学校に入学した子供が, 園・所等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として, 主体的に自己を発揮し, 新しい学校生活を作り出していくためのカリキュラム。 (参考: 文部科学省「スタートカリキュラムスタートブック」)
※7 P2	PDCA サイクル	生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって, 業務を継続的に改善すること。
※8 P3	平成 27 年度調査	広島県教育委員会「平成 27 年度幼児期の教育の充実に関する調査」。
※9 P3	令和2年度調査	広島県教育委員会「令和2年度乳幼児期の育ちに関する調査」。
※10 P4	令和元年度調査	広島県教育委員会「令和元年度乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査」。
※11 P7	学びの変革	知識ベースの学びに加え, 「知識を活用し, 協働して新たな価値を生み出せるか」を重視した「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動。
※12 P13	KPI	Key Performance Indicator(重要業績評価指標)の略。組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標。
※13 P15	保育ソーシャルワーカー	乳幼児教育支援センター等に配置され, 園・所等に派遣され, 経済状況等, 生活環境に課題のある乳幼児の家庭等への支援のために, 園・所等と家庭・関係機関等との連携・協力を支援する専門職員。

該当ページ		用語	解説
※14	P15	特別支援学校のセンター的機能	<p>幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校等の特別支援教育を推進する体制を整備していく上で, 特別支援学校に期待される中核的な役割。</p> <p><特別支援学校のセンター的機能の例></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小・中学校等の教員への支援機能 2 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能 3 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能 4 福祉, 医療, 労働等の関係機関等との連絡・調整機能 5 小・中学校等の教員に対する研修協力機能 6 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能
※15	P16	カリキュラム・マネジメント	<p>教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくこと。</p> <p>(参考: 文部科学省「幼稚園学習指導要領」)</p>
			<p>教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に基づき組織的かつ計画的に各幼保連携型認定こども園の教育及び保育活動の質の向上を図っていくこと。</p> <p>(参考: 内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」)</p>
※16	P16	ひろしま自然保育認証制度	<p>自然体験活動を計画的・継続的に取り入れて, 教育・保育を行っている団体を, 県独自の基準により認証する制度。</p>
※17	P16	自然保育	<p>保育者による個々の子供の状況や発達過程を踏まえた適切な環境づくりや支援のもと, さまざまな自然体験活動を通して, 子供たちの豊かな人間性を育み, 心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育等。</p> <p>園・所等の多くでは, 以前から, 自然環境を活用した体験活動を日々の教育・保育に取り入れる取組が行われており, 近年では, 自然との触れ合いを大切にする「森のようちえん」と呼ばれる取組も広がっている。</p>
※18	P17	非認知能力	<p>記憶できる, 知識を正確に理解する, 読み書きができるなどのいわゆる学力に相当する知力(認知能力)ではなく, 好奇心が豊かである, 失敗してもくじけずそれを上手く生かせる, 必要なことには集中, 我慢ができる, 自分にそれなりに自信があるなど, 好奇心, 自己制御, 忍耐力, 自尊心等に関係する力。</p>
※19	P17	ICT	<p>情報通信技術。Information and Communication Technology の略。</p>
※20	P18	幼児教育アドバイザー	<p>乳幼児教育支援センター等に配置され, 園・所等を訪問して, その専門的な知識・技術に基づき乳幼児期の教育・保育の推進に係る助言を行うなど, 園・所等の支援に従事する専門職員。</p>

該当ページ		用語	解説
※21	P18	特別支援学校教育相談主任	特別支援学校のセンター的機能を担う専門職員。
※22	P18	個別の教育支援計画	特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図るための長期的な視点に立って作成する計画。本人や保護者の願い、長期の支援目標、支援を行う関係機関等を記載する。
※23	P18	個別の指導計画	特別な支援を必要とする幼児児童生徒の指導を行うために作成する詳細な計画。個別の教育支援計画に比べ短期的な計画であり、実態把握で分かったこと、学習面や生活面での指導目標、手立て、評価等を記載する。
※24	P18	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
※25	P18	ペアレント・トレーニング	子供の行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得するもの。
※26	P20	ファシリテーター	人々の活動が容易にできるよう支援し、うまくことが運ぶよう舵取りを行い、集団による問題解決、アイデア創造、教育、学習等、あらゆる知識創造活動を支援し促進していく働きのことをファシリテーションといい、この役割を担う人のことをファシリテーターという。
※27	P20	養成機関	大学や専門学校のうち、幼稚園教諭を養成する指定教員養成機関及び保育士を養成する指定保育士養成施設。
※28	P20	研修モニター制度	研修の内容や方法等の見直しを図るため、市町や関係団体等から推薦を受けた、ミドルリーダー的役割を担う教員・保育士等から、研修に係る意見を聴取する制度。
※29	P22	広島県保育士人材バンク	保育士の保育所等への就業を支援するために、県が運営する無料職業紹介所。
※30	P23	公開保育	園・所等が教育・保育実践を外部に公開すること。教育・保育の内容等を外部に示すことや、教育・保育の質を高めることなどを目的に行われる。 (参考:中央法規「保育学用語辞典」)
※31	P23	幼保小接続カリキュラム	園・所等が中心となって編成する年長児のカリキュラム(アプローチカリキュラム)と、小学校が中心となって編成する小学校第1学年のカリキュラム(スタートカリキュラム)の「つながり」、「接続」を意識して編成されたカリキュラム。
※32	P23	指導要録	幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録・幼保連携型認定こども園園児指導要録等。

該当ページ	用語	解説
※33 P25	幼保小連携協議会	地域の実情に応じた組織的・計画的な幼保小連携教育の推進を目的として設置される協議会。
※34 P25	個別最適な学び	児童生徒一人一人の学習進度や能力、関心等に応じた、それぞれに最適な学びのこと。児童生徒一人一人に多様な学びの選択肢を提供することで、基盤的な学力の習得も含め、主体的に学び続けることができている状態を目指す。
※35 P26	ネウボラ拠点等	ひろしま版ネウボラ ^(※48) の拠点となる場所(子育て世代包括支援センターを含む)。
※36 P26	ボランティア	自由意思で(voluntaryに)自分以外(公共)のために報酬を求めずに時間、技術、労力等を提供する人。
※37 P26	家庭教育支援チーム	子育て経験者をはじめとする地域の多様な人材で構成された自主的な集まりであり、身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談や、親子で参加する様々な取組、講座などの学習機会、地域の情報の提供などを行う。
※38 P26	スキンシップ	温かい肌の触れ合う関わりをとおして、人との関わり心地よさや安心感が得られる行為のこと。 (参考:厚生労働省「保育所保育指針解説書」)
※39 P26	共感的理解	臨床心理学者カール・ロジャーズが提唱したカウンセリング手法のひとつ。ただ共感をするではなく、同時に相手の気持ちや心理、置かれた状況や立場などを想像して理解すること。
※40 P27	学びの芽生え	学ぶということを意識しているわけではないが、楽しいことや好きなことに集中することを通じて、様々なことを学んでいくことであり、乳幼児期における遊びの中での学びがこれに当たる。 (参考:幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」)
※41 P27	社会情動的スキル	「非認知能力」 ^(※18) を参照。
※42 P27	愛着	養育者と子の間の根本的、基本的な絆。
※43 P27	自己発揮と自己抑制	自己発揮とは、集団の中で自分の内側に持っている欲求や感情などを言葉や態度、行動などで表す(発揮すること)であり、自己抑制とは、場面や状況に応じて、自らの情動、欲求、注意を能動的に調整し、適切に行動できること。
※44 P28	SNS	登録した利用者だけ参加できるインターネットのサービスで、Social Networking Service の略。

該当ページ		用語	解説
※45	P28	「親の力」をまなびあう学習プログラム	広島県が開発した家庭の教育力向上を目的とした参加体験型の学習プログラム(通称「親プロ」)。
※46	P28	ハイブリッド型	対面(集合)とオンライン配信を組み合わせて実施する方法。
※47	P28	The Ultimate Block Party	テンプル大学心理学部キャシー・ハーシュ＝パセック教授が考案し、米国で開催されたイベント。親子で一緒に、公園等の地域であそびながら学ぶ場を提供し、考える力等を育む活動。
※48	P28	ひろしま版ネウボラ	子育ての安心感を醸成するため、すべての子育て家庭を対象に、傾聴・対話によるポピュレーションアプローチを行い、子育て家庭との間に信頼関係を構築しながら、リスクに対しては早期に適切な支援を提供するなど、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートする体制。平成29(2017)年度から、県がモデル事業を実施している。
※49	P29	学習プログラム	一定の参加者あるいは一定のテーマで、一定の期間継続的に実施される、「集合学習」方式の事業である「学級・講座」のアクション・プログラム(行動計画)として作成されるもの。 (参考:国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「社会教育計画ハンドブック」)
※50	P29	乳幼児健診	母子保健法に定められた乳幼児に対する健康診査のことで、「1歳6か月児健康診査」、「3歳児健康診査」などがある。
※51	P30	ブックスタート	赤ちゃんと保護者に絵本をひらく楽しい「体験」と一緒に絵本をプレゼントする活動。
※52	P30	定期面談	最初の母子保健手帳の交付以降、妊娠期に少なくとも一回、産後3歳までに5回程度、子育て家庭と担当の相談員が合う機会を定期的に設ける、ひろしま版ネウボラの基本的機能のひとつ。
※53	P30	子育て関連施設	幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育施設、こども家庭センター(児童相談所)、保健センターなどの施設のこと。
※54	P31	「ひろしま版ネウボラ」等	ひろしま版ネウボラや子育て世代包括支援センターなど妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する場のこと。